10	35° 14′ 37.6747″	137° 35′ 30.7383″
11	35° 14′ 37.2870″	137° 35′ 30.1084″
12	35° 14′ 37.3261″	137° 35′ 29.8995″
13	35° 14′ 38.2651″	137° 35′ 29.7880″
14	35° 14′ 38.6375″	137° 35′ 28.9651″
15	35° 14′ 39.3201″	137° 35′ 28.9893″
16	35° 14′ 40.0314″	137° 35′ 27.9578″
17	35° 14′ 39.8688″	137° 35′ 27.3271″
18	35° 14′ 40.3417″	137° 35′ 27.1189″
19	35° 14′ 41.1284″	137° 35′ 28.1147″
20	35° 14′ 42.1585″	137° 35′ 27.5965″
21	35° 14′ 42.9613″	137° 35′ 27.1366″
22	35° 14′ 43.6124″	137° 35′ 26.5713″
23	35° 14′ 44.2240″	137° 35′ 25.6100″
24	35° 14′ 45.1530″	137° 35′ 25.1744″

○国土交通省告示第二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宗頭一川及び宗頭二川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県長門市三隅上の区域内の土地のうち、次の一点から三十五点までを順次結んだ線及び一点と三十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 21′ 07.9478″	131° 18′ 04.8772″
2	34° 21′ 07.5805″	131° 18′ 04.0256″
3	34° 21′ 07.5350″	131° 18′ 03.7289″
4	34° 21′ 07.4456″	131° 18′ 03.4604″
5	34° 21′ 07.2828″	131° 18′ 03.3253″
6	34° 21′ 07.2482″	131° 18′ 03.0332″
7	34° 21′ 07.3620″	131° 18′ 02.4058″
8	34° 21′ 07.2470″	131° 18′ 02.0704″
9	34° 21′ 06.0716″	131° 18′ 01.7840″
10	34° 21′ 06.0357″	131° 18′ 01.7383″
11	34° 21′ 06.0899″	131° 18′ 01.5493″
12	34° 21′ 06.1040″	131° 18′ 01.4696″
13	34° 21′ 06.0756″	131° 18′ 01.4461″
14	34° 21′ 06.0317″	131° 18′ 01.4294″
15	34° 21′ 04.4865″	131° 18′ 01.0982″
16	34° 21′ 04.2504″	131° 17′ 59.8660″
17	34° 21′ 04.3615″	131° 17′ 59.8936″
18	34° 21′ 04.5538″	131° 18′ 00.6926″
19	34° 21′ 07.8448″	131° 18′ 01.5077″
20	34° 21′ 08.6180″	131° 18′ 03.5477″
21	34° 21′ 09.7273″	131° 18′ 04.0742″
22	34° 21′ 10.2633″	131° 18′ 05.6575″
23	34° 21′ 10.2047″	131° 18′ 06.1450″
24	34° 21′ 09.1978″	131° 18′ 06.9646″
25	34° 21′ 08.8164″	131° 18′ 06.9080″
26	34° 21′ 08.3892″	131° 18′ 06.1076″
27	34° 21′ 08.1434″	131° 18′ 06.3391″
28	34° 21′ 08.2007″	131° 18′ 07.2460″
29	34° 21′ 09.0135″	131° 18′ 07.0825″
30	34° 21′ 09.4593″	131° 18′ 08.9215″
31	34° 21′ 09.2210″	131° 18′ 09.5742″
32	34° 21′ 07.5118″	131° 18′ 09.3949″
33	34° 21′ 07.1356″	131° 18′ 08.4727″
34	34° 21′ 07.6153″	131° 18′ 07.6438″
35	34° 21′ 07.1317″	131° 18′ 06.0293″

○東北地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千九百九号弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十二月十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長

後別

酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一二七番三まで　前　三七・七〇～一一三・〇〇（メートル）　後　三七・七〇～一三二・八〇（キロメートル）　〇・一三二

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一二七番三まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十六日

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号